

国民の保護に関する基本指針並びに指定行政機関及び 都道府県の国民保護計画の作成及び変更

平成27年12月15日の閣議において、国民の保護に関する基本指針の変更を決定するとともに、以下の指定行政機関（各府省庁）及び4県の国民保護計画の作成及び変更について「異議がない」旨を決定。

【指定行政機関】

文部科学省・スポーツ庁・文化庁、経済産業省・資源エネルギー庁・
中小企業庁、防衛省・防衛装備庁

【都道府県】

福島県、石川県、長野県、三重県

- ・ 政府においては、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護に関する施策を効果的に実施するため、関係省庁の所管法令、制度の改正等を国民の保護に関する基本指針に適時適切に反映させることとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。今般、電力広域的運営推進機関の指定公共機関への追加等に伴う所要の変更を行うため、基本指針の変更の閣議決定を行った。
- ・ また、指定行政機関（各府省庁）及び都道府県は、国民保護計画の変更にあたっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。
- ・ 今般、文部科学省・スポーツ庁・文化庁、経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁及び防衛省・防衛装備庁並びに福島県等4県から、計画の作成及び変更に関する内閣総理大臣協議の申し出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。作成及び変更内容の概要は別紙のとおり。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官 小谷 敦 電話 03-3581-8923

国民の保護に関する基本指針並びに指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の作成及び変更概要

1 基本指針の変更

- (1) 電力広域的運営推進機関が指定公共機関に追加されたことに伴い、同機関を電力の需給状況に応じた指示等を行う主体とする記述の追加
- (2) 防災基本計画の修正（平成27年7月7日）や原子力災害対策指針の改正（平成27年4月22日）等に基づく用語の整理
- (3) その他用語の適正化のための技術的修正等

2 指定行政機関国民保護計画の作成及び変更

(1) 文部科学省・スポーツ庁・文化庁の国民保護計画

スポーツ庁の設置及び指定行政機関への指定に伴い、文部科学省・文化庁国民保護計画を変更し、文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画として一体的に作成

(2) 経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁の国民保護計画

電力広域的運営推進機関が指定公共機関に追加されたことに伴い、同機関を電力の需給状況に応じた指示等を行う主体とする記述の追加

(3) 防衛省・防衛装備庁の国民保護計画

防衛装備庁の設置及び指定行政機関への指定に伴い、防衛省国民保護計画を変更し、防衛省・防衛装備庁国民保護計画として一体的に作成

2 都道府県国民保護計画の変更

(1) 基本指針の変更に伴うもの

- ・ 核攻撃等におけるスクリーニング及び除染の実施に関する事項【石川県など3県】
- ・ 大規模集客施設等における避難対策の円滑化に関する事項【長野県】
- ・ 警報等の情報伝達的手段としてEm-Net、J-ALERTを明記【長野県】

(2) その他

- ・ 県の危機管理体制の強化に関する事項【福島県】

など